

令和5年度 学校経営方針

赤穂市立赤穂小学校

学校経営理念 「教育は人なり」 「継続は力なり」

I 学校教育目標

夢を大きく膨らませ、共に支え合う児童を育てる

【命と人権を大切にし、確かな学力・豊かな心・健やかな体を身に付けた児童の育成】

赤穂の自然・歴史・文化に学び、生涯にわたり夢と志を育むことのできる教育を創造し、人と人が支え合う環境の中で、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童を育成する。

II 校訓とめざす児童像

明るく 【知】	強く 【体】	仲よく 【徳】
(輝く 目)	(輝く 汗)	(輝く 顔)
物事に明るく よく考え進んで学ぶ子	心と体を鍛え ねばり強くやり通す子	思いやりがあって やさしく助け合う子

III 校長・教職員の夢

- 児童の目が輝き、笑顔があふれる学校
- 児童一人一人のよさを認め、さらに伸ばしていく学校
- 地域に開かれた安全で安心な学校

IV めざす教師像

- 児童への関わりを通して、児童一人一人のよさや可能性を伸ばす教師
- 主体的な研修と実践に努め、教育の専門職としての力量を高める教師
- 豊かな心と広い視野をもち、時代とともに成長する教師
- 児童・保護者・地域の期待に応え信頼される教師
- 互いに切磋琢磨し合いながら、積極的に学校運営に参画する教師

V 学校経営の基本方針と重点目標

- 発達や学習の課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に向けた取組を進めるとともに、指導と評価の一体化を進め、確かな学力の定着を図る。
- 児童一人一人の内面に対する共感的な理解を深め、学校行事等の集団活動を通して望ましい人間関係の形成、実践的態度の育成を図る。
- 児童が学習する基盤となる力を育むための体づくりを、授業や学校生活のあらゆる機会に設定し実践する。

○ 重点目標

- 1 児童のよさや可能性を伸ばし、自己有用感や自尊感情を高める指導の充実を図る。
- 2 基礎・基本の確実な定着を図り、創造性や個性を伸ばす教育を推進する。
- 3 夢や目標の実現に向けたキャリアプランニング能力の育成をめざす。
- 4 人権尊重の精神を基盤に豊かな人間性の育成をめざす。
- 5 社会の変化に対応した教育活動を展開し、指導者としての専門性と実践的指導力の向上をめざす。
- 6 道徳教育・体験活動を充実し、他者を尊重し思いやる「豊かな心」を育む。
- 7 児童の生活実態を把握し、授業や生活の中での体づくりや環境整備に取り組む。
- 8 学校・家庭・地域社会との信頼関係を確立し、地域への愛着や誇りを育む。
- 9 学校業務改善に取り組み、児童と向き合う時間を積極的に確保する。

VI 具体的な行動目標

1 学習指導要領に基づいた教育課程の着実な実施

- *わかる・できる喜びを大切にしたいきめ細かな指導と発達や学習の課題を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点による不断の授業改善を行う。
- *各教科の基礎・基本の確実な定着を図る。
- *共感的理解による個に応じた学習指導の充実を図る。
- *総合的な学習の時間の充実・改善を図る。
- *赤穂義士教育の充実を図る。（史実を学び郷土愛を育む）

2 キャリア教育の充実

- *夢や目標をもち、具体的な計画を立てて進んでいく力（キャリアプランニング能力）を育成する。
- *他者とのコミュニケーション能力の向上を図る。
- *仕事や環境への関心・意欲の向上を図る。
- *課題に対して適切に対応できる能力の向上を図る。
- *キャリアノートやキャリア教育指導資料の積極的活用を図る。

3 特別支援教育の充実

- *特別支援学級の指導法の研究と交流学級における交流教育の充実を図る。
- *全職員の協力体制の確立と特別支援学校との積極的な学校間連携を図る。
- *「赤穂市青少年育成センター」等、専門機関と密接に連携し、専門的な視点を交えながら児童の教育的支援を図る。
- *インクルーシブ教育システム構築に向けた教職員の専門性と意識の向上に努める。

4 人権教育の徹底

- *「人権教育基本方針」に基づく自他に対する肯定的な態度と共生社会実現に向けた実践力の育成を図る。
- *人権教育資料を積極的に活用し、授業の中で達成感・有用感を感得させ、自尊感情を育むとともに、互いの個性を認め合う授業を創造する。
- *主体的・実践的な人権学習を進めるための多様な体験活動の充実を図る。
- *いじめ・ネットトラブル等による人権侵害の未然防止を図る。

5 道徳教育の充実

- *人権尊重の精神や生命に対する畏敬の念を培い、「豊かな心」を育むとともに、未来に向けて主体的に人生や社会を切り拓く道徳性を育成する。
- *自他を尊重し、思いやりに満ちた人間関係が築けるように、「兵庫版道徳教育副読本」をはじめとする各種道徳資料の積極的活用を図りながら、授業改善を行う。

6 外国語教育・伝統文化に関する教育の推進

- * 英語専科教員の指導による語学力の向上とコミュニケーション能力の育成を図る。
- * 外国語指導助手（ALT）を活用した異文化理解など国際理解教育を推進する。
- * 総合的な学習の時間等で地域の産業や歴史、赤穂義士をはじめとする文化遺産等について学習することにより、郷土に対する愛着心を育む。

7 読書活動の推進

- * 読書習慣の定着に向け具体的な取組を進める。
- * 読書活動の活性化を目指し、地域と連携しながら、図書室の環境整備を促進する。
- * 学校図書館や赤穂市立図書館等を活用した読書活動の充実を図る。
- * 小1プロブレムに対応し、赤穂幼稚園と連携した読書交流等を実施する。

8 環境教育の推進

- * 自然や命あるものとのふれあいを通して、自然に対する豊かな感性や命を尊ぶ心を育成する。
- * 加里屋川をはじめとして、地域の自然・風土や人材を生かした学習素材の積極的な活用を図ることにより「ふるさと赤穂」を大切に思う意識を醸成する。

9 「生きる力」を育む魅力ある学校づくりの推進

- * 社会の変化に対応し、こころ豊かにたくましく生きる力の育成を目ざす学校づくりを推進する。また、交通安全、自然災害等に対する対策、事故防止、防災・安全教育を徹底し、地域や保護者との連絡を密にして校内外での児童の安全確保に努める。
 - ・ 学びの場としての学習環境づくり
 - ・ 楽しい学習の推進基盤の整備
 - ・ 事故やけがのない安全で安心な学校づくり
 - ・ 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進
 - ・ 特別クラブ（コーラス部、金管バンドクラブ）活動の充実

10 心の通い合う生徒指導の充実

- * 一人一人の内面理解に努め、人間的なふれあいを基盤とした生徒指導を推進する。
 - ・ 基本的な生活習慣の確立
 - ・ 生活アンケートによる、いじめの早期発見と早期対応
 - ・ 即時性・適時性を大切にした指導
 - ・ 事例研究、問題行動の研究等による共通理解
 - ・ 関係機関、専門家との連携
 - ・ 児童および保護者を対象とした情報モラル教育の充実
 - ・ 学校における心の居場所づくり（いじめ、不登校問題への迅速な対応）

11 防災・安全教育の充実

- * 災害から命を守る児童の主体的な行動力を養う。
 - ・ 様々な場面を想定した「避難訓練」の実施
 - ・ 「明日に生きる」等の防災に関する資料を活用した授業づくり
 - ・ 専門家と連携した防災学習の推進
- * 学校事故や非常災害時の対応マニュアルを見直し、組織体制の確立を行う。

12 学校園所・家庭・地域との連携（コミュニティ・スクールの充実）

- * 「コミュニティ・スクール事業」の促進。赤穂小学校スクールサポートチーム活動（登下校の見守り・図書環境整備・施設環境整備・あいさつ運動等）の活性化を図る。
- * 校種間連携やPTAとの連携強化、家庭・地域との情報交換を積極的に行い、信頼関係を高めるとともに、児童の可能性を伸ばす教育環境の構築に努める。
- * 学校からの積極的な情報発信に努める。
（ホームページ、メール配信、学校だより等の充実）

13 福祉教育・ボランティア活動の推進

- *地域の福祉施設や団体との連携と学習への活用を図る。
- *学校・地域行事を通して福祉の心を育むとともに、ボランティア体験活動による日常的な実践力を育成する。

14 健康教育・食育の充実

- *主体的な食生活の改善や保健教育の充実を図る。
- *「早寝・早起き・朝ごはん」による生活習慣の改善と定着を図る。
- *発達段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実を図る。
- *学校保健委員会等において、児童の「心の健康」保持に向けた啓発を行う。

15 情報活用能力の育成

- *各教科等において、タブレット端末を適切に活用した学習活動の充実を図る。
- *情報モラルに関する指導をより一層充実させるようにする。
(ネット上のいじめ・有害情報の問題把握・動画や画像の取扱い・タブレットやパソコン等の使用に関する約束事項)
- *プログラミング的思考を育成する学習活動の充実を図る。

16 教職員の専門性と実践的指導力の向上

- *教職員としての使命感と高い倫理性をもち、高い見識と豊かな人間性を身に付けるために主体的な研修と実践に努める。
- *教育についての得意分野をもつとともに、若手教員への研修を充実させる。
- *「教職員の勤務時間適正化にかかるプラン」に基づき、教職員が心身ともに健康で、児童と向き合う時間の確保に努める。
- *「GPH50」（兵庫県教育委員会）や他校の実践事例に関する研究を進め、具体的・実践的な業務改善に向けた取組を進める。
- *「教職員定時退勤日」「ノー会議デー」の週1回の完全実施に努める。

17 学びの保障に向けた教育活動の創造

- *ウィズコロナ・ポストコロナ社会における新たな日常に対応し、児童の健康・安全を最優先にしながら、体験活動や児童間の交流活動等、教育活動の工夫・改善を図る。